



2025年5月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ チ タ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 新 井 健 資
(コード番号：8919 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 横 田 和 仁
(TEL 03-5542-3882)

**当社が提起していた消費税の更正処分等の取消請求訴訟に係る
上告不受理の決定に関するお知らせ**

当社は、2020年4月28日に関東信越国税局（以下、「国税当局」という。）より受領した「消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書」（以下、「本件更正処分等」という。）について、国税当局に対し本件更正処分等の取消しを求める訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起しており、2024年6月11日付「消費税の更正処分等の取消請求訴訟に関する上告受理申立てに関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、最高裁判所に対して上告受理の申立てを行っていましたが、最高裁判所より2025年5月9日付で上告審として受理しない旨の決定（以下、「本決定」という。）がなされ、2025年5月12日付で決定書の送達を受けました。これにより、当社の請求を棄却した東京地方裁判所の判決を維持した、2024年5月30日付の東京高等裁判所の判決（敗訴）が確定いたしました。

なお、本決定による2025年3月期の業績に与える影響はありません。

並びに、2025年5月9日付で公表した2026年3月期の業績予想については、業績予想の修正は行わず、営業利益以下の段階損益に与える影響は一切ありません。

記

1. 上告不受理の決定がなされた裁判所及び年月日

最高裁判所 2025年5月9日

（当社への決定書送達日 2025年5月12日）

2. 決定の内容

- （1）本件を上告審として受理しない。
- （2）申立費用は申立人の負担とする。

3. 2025年3月期の決算への影響について

当社グループは、2024年3月期より、消費税に係る計算方法について当社按分方法により計算した金額と国税当局が主張する計算方法との乖離する金額（以下、「消費税等差額」という。）を算定し、販売費及び一般管理費として計上しております。

したがって、本決定による2025年3月期の業績に与える影響はありません。

4. 2026年3月期以降の会計処理及び業績予想について

本決定を踏まえ、本決定日以降は、売上高において消費税等差額を処理いたします。そのため、売上高及び売上総利益については減少するものの、営業利益以下の段階損益に与える影響は一切ありません。

2025年5月9日付で公表した2026年3月期の業績予想に与える影響は、売上高及び売上総利益については軽微であり、営業利益以下の段階損益に与える影響は一切ないため、業績予想の修正は行いません。

以上

(参考情報) 本件更正処分等の内容及び判決に至る経緯

(1) 本件更正処分等の内容

当社は、買主との間で土地及び建物を一体として売買契約を締結しているところ、過去に取引した物件の土地及び建物に係る固定資産税評価額の合計額に占める建物に係る固定資産税評価額の割合の平均値に消費税率を乗じて算出した実績率を、売買代金総額に乘じて建物にかかる消費税額を算定しております(以下、「当社按分方法」という。)

国税当局は、当社按分方法は、課税資産の譲渡の対価の額と非課税資産の譲渡の対価の額との区分が消費税法施行令第45条第3項に規定する「合理的に区分されていないとき」に該当すると主張し、本件更正処分等が行われました。

(2) 経緯と過去の適時開示

2020年4月28日	関東信越国税局からの更正通知書受領及び業績予想の修正に関するお知らせ
2021年3月23日	「関東信越国税局からの更正通知書受領(2020年4月28日)」の諸対応に関するお知らせ
2022年4月28日	関東信越国税局からの税務調査に関わる特別損失計上のお知らせ
2022年7月11日	関東信越国税局からの更正通知書受領に関するお知らせ
2023年4月27日	当社子会社に対する名古屋中税務署からの更正通知書受領及び業績予想の修正に関するお知らせ
2023年5月25日	当社が提起していた消費税の更正処分等の取消請求訴訟に係る判決に関するお知らせ
2023年6月8日	消費税の更正処分等の取消請求訴訟に関する控訴の提起に関するお知らせ
2024年5月30日	当社が提起していた消費税の更正処分等の取消請求訴訟に係る判決に関するお知らせ
2024年6月12日	最高裁判所に上告受理の申立て
2025年5月12日	最高裁判所より、2025年5月9日付で、本件を上告審として受理しない旨の決定書の送達

(補足情報)

当社グループの子会社であるリプライスも、2023年4月27日に公表した「当社子会社に対する名古屋中税務署からの更正通知書受領及び業績予想の修正に関するお知らせ」の通り、当社とは別に更正処分等を受けており、2025年3月26日付で名古屋地方裁判所に対して当社子会社に対する本件更正処分等の取消しを求める訴訟(以下、「リプライス本件訴訟」という。)を別途提起しております。

なお、リプライスについても、既に当社と同様の会計処理を行っているため、リプライス本件訴訟の結果による業績に与える影響は一切ありません。

リプライス本件訴訟については、当社の本件訴訟とは一部論点が異なることから訴訟を継続する意義はあるものと判断しておりますが、本決定の内容を精査の上でリプライス本件訴訟を継続するか否かについては検討してまいります。